

2013年4月18日

日本木材学会北海道支部
会員各位

日本木材学会北海道支部
代表 菊地伸一

日本木材学会北海道支部 平成25年度総会および研究会開催のご案内

会員の皆様には平素から当支部の運営や活動等に対するご支援ならびにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本年も下記の要領で支部総会ならびに研究会を開催致します。ご多用とは存じますが、何卒、多数の皆様にご参集いただけますようご案内申し上げます。

【日時】 2013年5月24日（金） 11:00 ～ 12:00 総会
13:00 ～ 17:00 研究会（[別紙1](#)参照）

【会場】 旭川市大雪クリスタルホール（旭川市神楽3条7丁目）

【総会】

- 議
事
- ・ 会員現況
 - ・ 平成24年度事業報告ならびに決算（案）
 - ・ 監査報告
 - ・ 平成25年度事業計画ならびに予算（案）
 - ・ 平成25年度役員

- ・支部規則の改定について

今回の改定の要点は、法人化に伴って改定された日本木材学会（本会）規則と整合させること、いっそうの簡素化のため議決機関を

総会から理事会に移すことにあります。具体案は[別紙2](#)の通り、各条項の改定理由は下に記しましたので、ご覧下さい。

- ・その他

支部総会に出席いただけない方は、委任状（[別紙3](#)）に氏名と住所（または所属先名）をご記入の上、5月20日（月）までに庶務担当宛（下記）にE-mail、FAXまたは郵便にて送付願います。

なお、電子メールを利用される方は、別紙委任状の文面を転記し、氏名と住所、所属先等をご記入の上、庶務担当宛に送信願います（電子メールの場合、署名や捺印は不要です）。

支部総会成立のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。

【支部総会に関する問合せ先、委任状送付先】

佐野雄三（H24年度庶務担当）

〒060-8589 札幌市北区北9条西9丁目 北海道大学農学部内 日本木材学会北海道支部

Tel & Fax: 011-706-3859

E-mail: pirika@for.agr.hokudai.ac.jp

規則・細則 改定理由（案）

<規則>

●変更点1（第6条、第7条）

（変更内容）

支部業務に関する決定機関を総会から理事会に変更する。

(変更理由)

支部の事業報告および会計（決算・予算）報告は4月上旬に学会本部に提出しなければならないことから、3月末までにこれらを確認・決定する必要があるため、3月の木材学会大会時に支部総会を開く等の対応が求められている。しかし、北海道支部には木材学会には加入していない会員を多く含むことから、総会を主に道外で開催される木材学会大会に変更することは現実的ではない。そこで、決定機関を総会から理事会に変更することによって、業務報告・会計報告の3月末決定に対応させる。

決定機関を理事会とすることに伴い、定時総会は会務報告を行い、会員からの意見・要望をいただく機会と位置づける。

●変更点2（第8条、第9条）

(変更内容)

理事会を構成する役員は支部代表、副支部代表および理事とし、監事は役員とは別に定義する。

(変更理由)

理事会を決定機関と位置付けるにあたり、支部業務の決定に関与する役員の定義を明確にする。

<細則>

●変更点1（第3条）

(変更内容)

理事会の構成員、成立要件、議決要件を定義する。

(変更理由)

理事会を決定機関と位置付けるにあたり、必要事項を明確にする。

●変更点（第4条）

(変更内容)

役員および監事の決定方法を定める。

(変更理由)

決定機関を総会から理事会に変更することに伴う対応。

- 変更点（第6条）

- （変更内容）

- 顧問からは会費を徴収しないこととする。

- （変更理由）

- 会務運営への協力をお願いすることへの対応。

- 変更点（第7条）

- （変更内容）

- 文言整理。